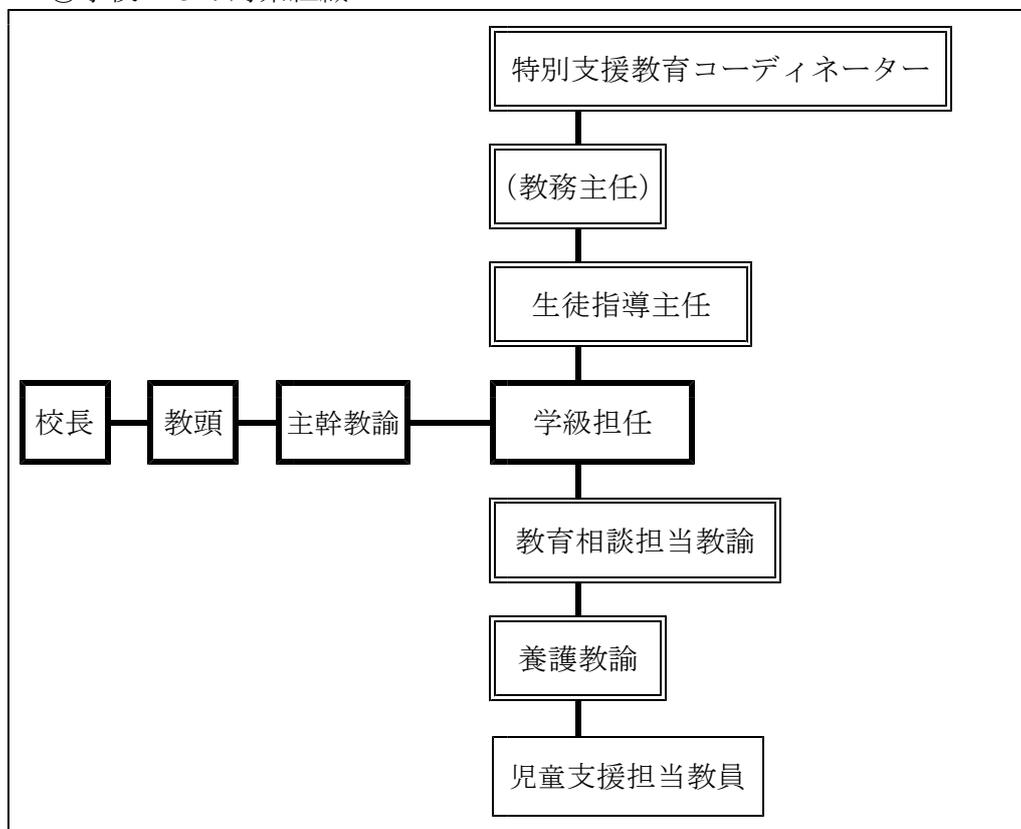


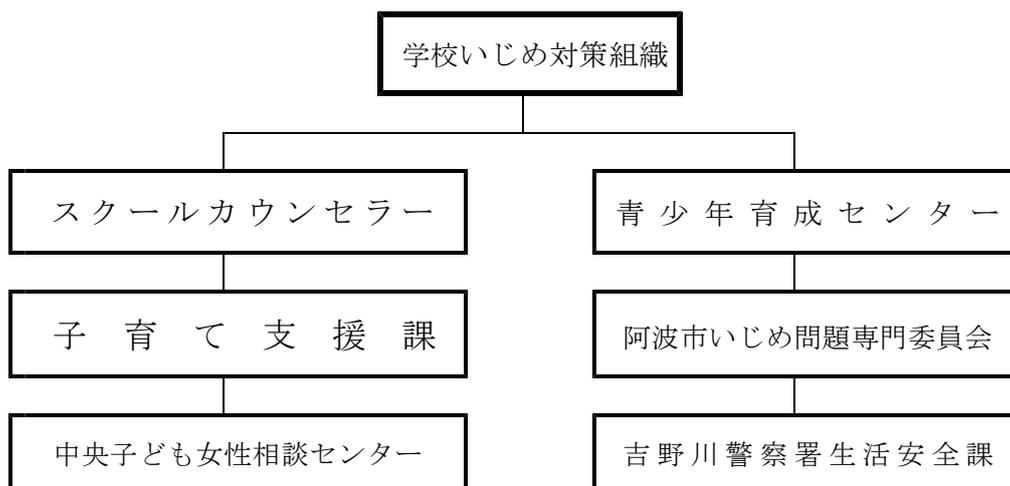
いじめ重大事態への対応マニュアル（大俣小学校）

（1） 組織員の構成

①学校いじめ対策組織



②大俣小学校いじめ問題調査委員会（外部人材を加えた組織）



（2） マスコミへの対応

窓口の一本化、正確な情報と丁寧な対応 （対応者：教頭）

- I 重大事態の発生（疑いを含む）
- II 阿波市教育委員会学校教育課に報告する
（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）
- III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）
- ・ 公平性、中立性が確保された組織が事実確認を行う。
 - ・ 被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。
 - ・ 甲又は乙のどちらかが調査の主体となるかを決定する。
甲：学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
乙：調査を行うための第三者組織（大俣小学校いじめ問題調査委員会）
- IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う
- ・ 調査前に被害児童、保護者に①～⑥を説明する。
 - ・ 被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。
 - ・ 加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
- ①調査の目的・目標
②調査主体
③調査時期・期間
④調査項目
⑤調査方法
⑥調査結果の提供
- V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する
- ・ いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
 - ・ 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針(改訂版)を参照）
- ①文書情報の整理
②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P 17）
③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P 18）→時系列にまとめて分析する。
④情報の整理（詳細調査の実施P 19）
- VI 調査結果を阿波市教育委員会学校教育課に報告する
- VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる
- ・ 被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
 - ・ 被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
 - ・ 再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P 20）
 - ・ 報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P 20）
 - ・ いじめに犯罪行為として取り扱う必要があれば迅速に警察等との連携を図る。